

市町村ご担当者の皆様へ



市街地周辺の スギ花粉を減らませんか？

国の造林補助事業に「林相転換特別対策」が拡充されました！

**スギの植替えに必要な経費に
最大90%の補助金が出ます！**

- ・伐採から植栽までの一貫作業に補助金が出ます
- ・植栽後の草刈りや手入れのための道も対象です
- ・スギから広葉樹への植替えも可能です
- ・所有者負担分に
森林環境譲与税の充当も可能です

植生保護柵
もOK！



実施要件

- ・5条森林かつスギ人工林伐採重点区域内
- ・面積0.1ha以上
- ・植栽は花粉症対策スギ・ヒノキ等
- ・スギ・ヒノキの植栽は2,000本/ha以下
- ・所有者、事業者、行政で協定締結

県内全市町村
(開成町除く)



小田原市久野

各地域県政総合センターにぜひご相談ください

林相転換特別対策(特定スギ人工林)

ー【公共】森林環境保全整備事業(拡充)

※令和5年度補正予算から措置

・花粉症対策や多様な森林づくりを進めるため、重点区域における伐採から造林までの一貫作業を実施

背景・課題

- スギ花粉症の患者数が国民の4割と推計されるなど社会的な問題となっており、その対策を早急に実施する必要がある。
- 高齢級に推移した人工林は、育成単層林を維持するだけでなく、複層林誘導を促進して多様な森林を造成する必要がある。

※その際、以下の視点が不可欠

- ① 花粉症対策として効果の高い場所を重点区域に指定し、集中的に実施すること
- ② 造林コストを低減させる施業方法であること
- ③ 多様で、花粉の少ない森林を造成すべきこと
- ④ 山崩れなどを発生させない箇所で行うべきこと

拡充事項

- 森林整備事業のメニューに林相転換特別対策(特定スギ人工林)を新設
- スギ人工林における、伐採から造林までの一貫作業等に対して支援し、針広混交林化や花粉発生源の確実な植替えを促進

補助率：3/10(査定係数180) 県上乗せ2/10

対象区域：①都道府県の設定する「スギ人工林伐採重点区域」であること
②地方公共団体と森林所有者等で協定が締結されていること
③土砂崩れの発生するおそれの高い箇所等でないこと

対象事業：花粉発生源となっている林分で行う伐採から造林までの一貫作業(伐採、造材、集材、機械地拵え、植栽)、下刈り、付帯施設整備、森林作業道整備

重点的な事業実施

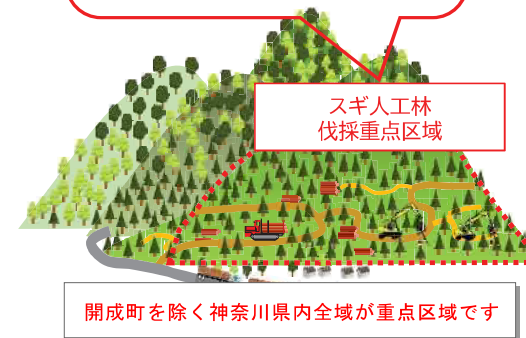
- 都道府県が「スギ人工林伐採重点区域」を設定して、重点的な植替えを実施

- 伐採上限面積を設定し、山地災害が発生しやすい箇所は対象外

対象区域において植替えを実施



- 広葉樹も含め、多様で花粉の少ない森林を造成



開成町を除く神奈川県内全域が重点区域です

一貫作業により花粉発生源の確実な植替えを促進



伐採

造材

集材
(100m³/haまで)

機械地拵え

花粉の少ない
苗木の植栽
(2,000本/ha)

伐採から造林までの一貫作業とする